

市第 103 号議案

横浜市職員定数条例等の一部改正

横浜市職員定数条例等の一部を改正する条例を次のように定める

。

令和 6 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市職員定数条例等の一部を改正する条例

（横浜市職員定数条例の一部改正）

第 1 条 横浜市職員定数条例（昭和28年 4 月横浜市条例第13号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「16,742人」を「16,735人」に、「1,53
2 人」を「1,550 人」に改め、同項第 2 号中「56人」を「55人」
に、「57人」を「56人」に改め、同項第 3 号中「19,530人」を「
19,665人」に改め、同項第 8 号中「3,665 人」を「3,671 人」に
、「3,666 人」を「3,672 人」に改める。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整
備に関する条例附則第30項の規定によりなおその効力を有するも
のとされた同条例第 6 条の規定による改正前の横浜市職員定数条
例の一部改正）

第 2 条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例（令和 4 年 9 月横浜市条例第26号）附則第30
項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第 6 条
の規定による改正前の横浜市職員定数条例の一部を次のように改
正する。

第2条第2項中「45,933人」を「46,066人」に、「2,542人」を「1,936人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

新規の業務への対応及び既存の業務の見直しに伴い、職員の定数を変更するため、横浜市職員定数条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市職員定数条例（抜粋）

$$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$$

（職員 の 定数）

第 2 条 職員 の 定数 は、次 の 各号 に 掲げ る と おり と す る。

- (1) 市長の事務部局の職員 $\frac{16,735 \text{ 人}}{16,742 \text{ 人}}$
 （うち社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 16 条に定める職員 $\frac{1,550 \text{ 人}}{1,532 \text{ 人}}$ ）
- (2) 議会局の職員
- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 局長 | 1 人 |
| 書記その他の職員 | $\frac{55 \text{ 人}}{56 \text{ 人}}$ |
| 計 | $\frac{56 \text{ 人}}{57 \text{ 人}}$ |
- (3) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 $\frac{19,665 \text{ 人}}{19,530 \text{ 人}}$
 （第 4 号から第 7 号まで省略）
- (8) 消防職員
- | | |
|------------|---|
| 消防長 | 1 人 |
| 消防長以外の消防職員 | $\frac{3,671 \text{ 人}}{3,665 \text{ 人}}$ |
| 計 | $\frac{3,672 \text{ 人}}{3,666 \text{ 人}}$ |
- （第 9 号から第 11 号まで及び第 2 項から第 4 項まで省略）

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第 30 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第 6 条の規定による改正前の横浜市職員定数条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

(職員の定数)

第2条 (第1項省略)

- 2 前項各号に掲げる職員の定数の合計 $\frac{46,066 \text{ 人}}{45,933 \text{ 人}}$ のうち地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項及び第2項に規定する常時勤務を要する職を占める職員の定数は、 $\frac{1,936 \text{ 人}}{2,542 \text{ 人}}$ とする。

(第3項及び第4項省略)